

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）第17条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を定めることにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対して、犯罪を防止するための構造及び設備に関する基準等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(2) 指針の適用

この指針は、道路構造令等の関係法令との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況及び地域の実情等を考慮し適用するものとする。

(3) 取り組みの方法

この指針に基づく施策の推進にあたっては、安全を確保する必要性及び地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

フェンス、柵等を設置すること等により犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する基準

1 犯罪の防止に配慮した道路の構造、設備等に関する基準

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者（注1）が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の点に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、周辺の状態等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

- ・ 工作物等（看板、道路標識等をいう。）を設置しようとする場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置すること。
- ・ 道路の植栽の下枝等が周囲から道路への見通しを妨げないように剪定・伐採を行うこと。

(3) 照度の確保

防犯灯及び道路照明灯（注2）を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保すること。

(4) 地下道等（注4）

ア 照度の確保

夜間において、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保すること。

イ 防犯設備

地下道等は、暗く人目に付きにくいことから、非常ベル等を設置すること。

2 犯罪の防止に配慮した公園の構造、設備等に関する基準

公園内で発生する犯罪や児童・生徒への声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の点に配慮する。

(1) 見通しの確保

公園内の植栽については、見通しに配慮した樹木の種類の選定及び配置とするとともに、下枝等の剪定により見通しを確保すること。

(2) 遊具の設置

遊具の選定や設置を考慮し、周辺からの見通しを確保すること。

(3) 照明設備

夜間、通路として日常的利用が想定される園路は、照明設備等により人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保すること。

(4) 便所

ア 配置

園路又は道路から近い場所等、周囲から見通しが確保された場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の入口付近又は内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

ウ 防犯設備

必要と認められる箇所に非常ベル等を設置すること。

(5) 防犯設備

公園内には必要に応じて、非常ベルや赤色灯などの警報装置を設置すること。

3 犯罪の防止に配慮した自動車駐車場の構造、設備等に関する基準

自動車駐車場において発生する自動車の盗難、車内にある金品の盗難、死角を利用した各種犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画すること。

(2) 見通しの確保

- ・ フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものであること。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所においては、ミラーを設置すること。
- ・ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。

(3) 照明設備

- ・ 地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車のに供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。
- ・ 屋外の敷地に設置した自動車駐車場においては、夜間の周辺の状況等を考慮し、人の行動を識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。

(4) 出入口

- ・ 出入口には、自動ゲート管理システム等の設置、又は管理人等を配置し車両の出入りを管理すること。
- ・ 夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等を設置することにより、不審者等の侵入を防止すること。

(5) 管理人等

- ・ 駐車場管理者（委託されたものを含む。）は、常駐若しくは計画的な巡回、又は防犯カメラの設置により防犯性の向上を図ること。
- ・ 自動車駐車場に管理人室を設置する場合は、出入口付近に設置し車両及び人の出入りを確認できる位置に配置すること。

(6) エレベーター

ア 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造の窓を設置すること。

イ 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）が確保されていること。

ウ 非常の場合の外部通報・連絡方法

- ・ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置が設置されていること。

- ・ 通報装置は、子どもでも利用可能な位置に設置すること。
- エ 防犯カメラ
- エレベーターのかご内には防犯カメラを設置することが望ましい。
- (7) エレベーターホール
- ア 配置
- ・ 立体駐車場でエレベーターホールを設置する場合は、管理人室等から見通しが確保された位置に配置すること。
 - ・ エレベーターホールには、見通しを補完する設備として防犯カメラを設置することが望ましい。
- イ 照明設備
- エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）が確保されていること。
- (8) 屋上等
- 立体駐車場の屋上等には、人及び車両の転落防止のための防護柵を設置すること。
- (9) 広報
- 自動車駐車場の設置者及び管理者（以下「駐車場の設置者等」という。）は、当該駐車場の利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報（注6）を実施すること。
- (10) 防犯カメラ
- ア 配置等
- 防犯カメラは、各項目に掲げるもののほか、駐車スペース、通路、階段等の防犯上の観点から有効な位置、台数を検討し適切に配置すること。
- イ 照明設備
- 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。
- ウ 防犯カメラの形状
- 防犯カメラの形状は、防犯カメラであることがはっきり認識できる形状のものが望ましい。
- エ システム等
- 防犯カメラにより撮影した映像は、録画できるシステムとすること。
- オ プライバシーの保護
- 個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの利用及び記録の取扱いについては適切な措置を講ずること。
- (11) 管轄警察署との連携
- ・ 駐車場の設置者等は、付近駐車場における犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、駐車場利用者に対する広報等に活用すること。
 - ・ 駐車場の設置者等は、施設の防犯構造又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署から助言を求め、効果的な防犯構造又は防犯設備の設置に配慮すること。

4 犯罪の防止に配慮した自転車等駐車場の構造、設備等に関する基準

駐車場において発生する自転車などの盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が、被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の点に配慮する。

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し周囲と区画すること。

(2) 見通しの確保

- ・ フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものであること。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所においては、ミラー等を設置すること。
- ・ 見通しの補完設備として、防犯カメラを設置することが望ましい。

(3) 照明設備

- ・ 自転車等駐車場内は、人の行動を識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。

(4) 防犯カメラ

自転車等駐車場内には、録画できる機能を有する防犯カメラを設置することが望ましい。

(5) 盗難防止措置

自転車等駐車場内には、チェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとすること。

(6) 広報

自転車等駐車場の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、当該駐車場の利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報（注9）を実施すること。

(7) 管轄警察署との連携

- ・ 設置者等は、付近駐車場における犯罪発生状況等について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、駐車場利用者に対する広報等に活用すること。
- ・ 設置者等は、施設の防犯構造又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署から助言を求め、効果的な防犯構造又は防犯設備の設置に配慮すること。

（注1）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注2）「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つをいう。

（注3）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（地面における平均照度）が概ね3ルクス以上のものをいう。

（注4）「地下道等」とは、地下道のほかガード下等の人車が通行する道路をいう。

- (注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水
平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）がおおむね50ルクス以上）
をいう。
- (注6)「防犯のための広報」とは、「鍵掛け」の呼びかけのほか管轄警察署等から入手
した犯罪情報及び防犯グッズ等の紹介を実施することをいう。
- (注7)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）を
いい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗
難を防止することができる設備をいう。
- (注8)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、
1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注9)「防犯のための広報」とは、（オートバイについてはハンドルロック、自転車に
ついてはツーロックなどの「鍵掛け」の呼びかけのほか管轄警察署等から入手した
犯罪情報及び防犯グッズ等の紹介を実施することをいう。